



土地区画整理審議会委員は 権利者みなさんの代弁者です

寒川町など公共団体が土地区画整理事業を施行する場合、土地区画整理審議会を置き、重大な処分を行う際に、施行者（寒川町長）は、土地区画整理審議会に意見や同意を求め、処分の決定を行います。

従って、権利に直接つながる重大な処分、つまり、土地区画整理事業の最大の要ともいえる換地に関する決定を行う際に、みなさんの意見を代弁することとなる大切な役割を担う機関です。

施行者が審議会に諮問する内容は大きく分けて二つに分けられます。

審議会に意見を聴かなければならないこと

重大な処分を行う際、意見を聴かなければならない事項は、以下のとおりです。

- ・換地計画を定めるとき
 - ・換地計画に対して利害関係者から提出された意見を審査するとき
 - ・仮換地を指定するとき
- などです。

審議会の同意を得なければならぬこと

同意を得なければならぬ事項は次のとおりです。

- ・土地区画整理評価員を選任するとき
- などです。

施行者（寒川町）は、左記に該当する事項について、意見や同意をいただきながら、換地の作業や仮換地指定等の行政処分を行っていきます。

権利者のみなさまには、この土地区画整理審議会委員選挙に対し、関心を高めていただき、積極的な参加をお願いします。

選挙人名簿の縦覧

選挙人名簿に記載される人は、宅地の所有者及び届出された借地権者となります。

この選挙人名簿は2週間の縦覧期間を経て確定され、名簿に記載された権利者が選挙に参加することになりますので、ご自身の名前を縦覧期間に確認することができます。（土・日・祭日も縦覧できます）

なお、選挙人名簿に異議がある場合は、期間中に申し出てください。

選挙人名簿の縦覧

期間 平成 23 年 10 月 20 日(木)から

11 月 2 日(水)まで

土・日・祭日も縦覧できます

時間 8 : 3 0 から 1 7 : 1 5 まで

場所 寒川駅周辺整備事務所